

にかかる給与所得者異動届出書

記 載 上 の 注 意

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において、特別徴収の継続を希望する場合には、「1. 特別徴収継続」を○で囲んでください。

(2) 異動後、令和7年5月31日までに支払われる給与又は、退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「2. 一括徴収」を○で囲んでください。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「3. 普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んで、その番号を「理由()」欄に記入してください。

①から③までの理由に該当しない場合には、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。

① 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

② 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下である。

③ 死亡による退職であるため。